

福 島 市 文 化 財 保 存 活 用 地 域 計 画



令和8年3月
福 島 市



福島市 文化財 保存活用 地域計画

令和8年3月
福島市

目 次

序 章

1. 計画作成の背景・目的	1
2. 計画の位置づけ	2
3. 計画作成の体制及び経過	
(1) 計画作成の体制	3
(2) 計画作成の経過	4
4. 計画期間	5
5. 本計画における文化財の定義	5

第1章 福島市の概要

1. 自然的・地理的環境	
(1) 位置と面積	6
(2) 地形・地質	6
(3) 気 候	8
(4) 生態系	9
2. 社会的状況	
(1) 市域の変遷	11
(2) 人 口	11
(3) 交 通	11
(4) 産 業	12
(5) 観 光	12
(6) 土地利用	12
(7) 景 観	13
(8) 文化財関連施設等	14
3. 歴史的背景	16

第2章 福島市の文化財の概要と特性

1. これまでの調査等で把握した文化財	
(1) 市での既存調査の成果と刊行物	26
(2) 県による調査報告書	28
2. 文化財の把握調査の課題	29
3. 指定等文化財の概要	30
4. 未指定文化財の概要	36
5. 福島市の文化財の概要と特性	
(1) 有形文化財	38
(2) 民俗文化財	40
(3) 記念物	41

(4) その他	42
(5) 関連する制度	42

第3章 福島市の歴史文化の特性

1. 原始・太古のふくしまの人々が残した足跡	44
2. ふくしまの自然と信仰	44
3. ふくしまを歩き交う人と物	45
4. ふくしまの養蚕文化と経済発展	45

第4章 文化財の保存・活用に関する将来像・基本理念・基本方針

1. 福島市が目指す将来像と基本理念	47
2. 基本方針	
(1) 基本方針1：多種多様な文化財の調査・研究を行います	47
(2) 基本方針2：文化財をより良い状態で保存・継承します	47
(3) 基本方針3：若い世代を中心に歴史文化の魅力を発信し、活用します	48

第5章 文化財の保存・活用に関する課題・基本方針・具体的な施策

1. 現状・課題	
(1) 基本方針1：多種多様な文化財の調査・研究を行いますに関する課題	49
(2) 基本方針2：文化財をより良い状態で保存・継承しますに関する課題	49
(3) 基本方針3：若い世代を中心に歴史文化の魅力を発信し、活用しますに関する課題	50
2. 基本方針	
(1) 基本方針1：多種多様な文化財の調査・研究を行いますに関する方針	50
(2) 基本方針2：文化財をより良い状態で保存・継承しますに関する方針	51
(3) 基本方針3：若い世代を中心に歴史文化の魅力を発信し、活用しますに関する方針	51
3. 具体的な施策	
(1) 基本方針1：多種多様な文化財の調査・研究を行いますに関する具体的な施策	53
(2) 基本方針2：文化財をより良い状態で保存・継承しますに関する具体的な施策	54
(3) 基本方針3：若い世代を中心に歴史文化の魅力を発信し、活用しますに関する具体的な施策	57

第6章 文化財の保存・活用の推進体制

60

資料編

63

序 章

1. 計画作成の背景・目的

福島市は福島県の中通り地方の北部に位置し、雄大な吾妻連峰となだらかな阿武隈高地に挟まれた盆地の中心部に緑豊かな信夫山があり、清流の荒川が流れています。

こうした環境の中で多種多様な文化が生まれ、育まれ、現在まで継承されてきました。国指定の史跡である「宮畑遺跡」、「和台遺跡」や「しゃがむ土偶」、「旧広瀬座」といった重要文化財など、数多くの文化財が存在します。また、市内外に知名度が高い円盤餃子やいかにんじん等の食文化、盆地特有の気候と風土を生かした四季折々のくだもの、「桃源郷」と称される花見山に代表される花の名所、飯坂・土湯・高湯の温泉等の観光資源が豊富に存在しています。

一方で、広大な市域に所在する未指定の文化財の把握は不十分で、多くのものが劣化や毀損のために失われていくのが現状です。また、文化財を展示・収蔵する施設は市内に数か所ありますが、収蔵場所の環境や広さが十分でない等の課題もあります。さらに、平成22(2010)年の推計人口は約29万人でありましたが、令和8(2026)年3月には約26万人まで減少し、人口減少と高齢化は、民俗芸能をはじめとした文化財の適正な保存・管理と継承において喫緊の課題となっています。

活用面において、一部地域や保存団体等による独自の取組や本市の総合計画と各種計画に基づく事業等の実施により、文化財を地域の魅力づくりや観光交流、地域活性化に活かそうとする動きが見られます。しかし、より効果的に実施していくためには、拠点施設や観光ルートの整備のほか、所有者等や関連団体、庁内関係部局との連携を強化し、役割を明確にした上で、それぞれの強みをいかした施策を総合的・一体的に実施していく必要があります。

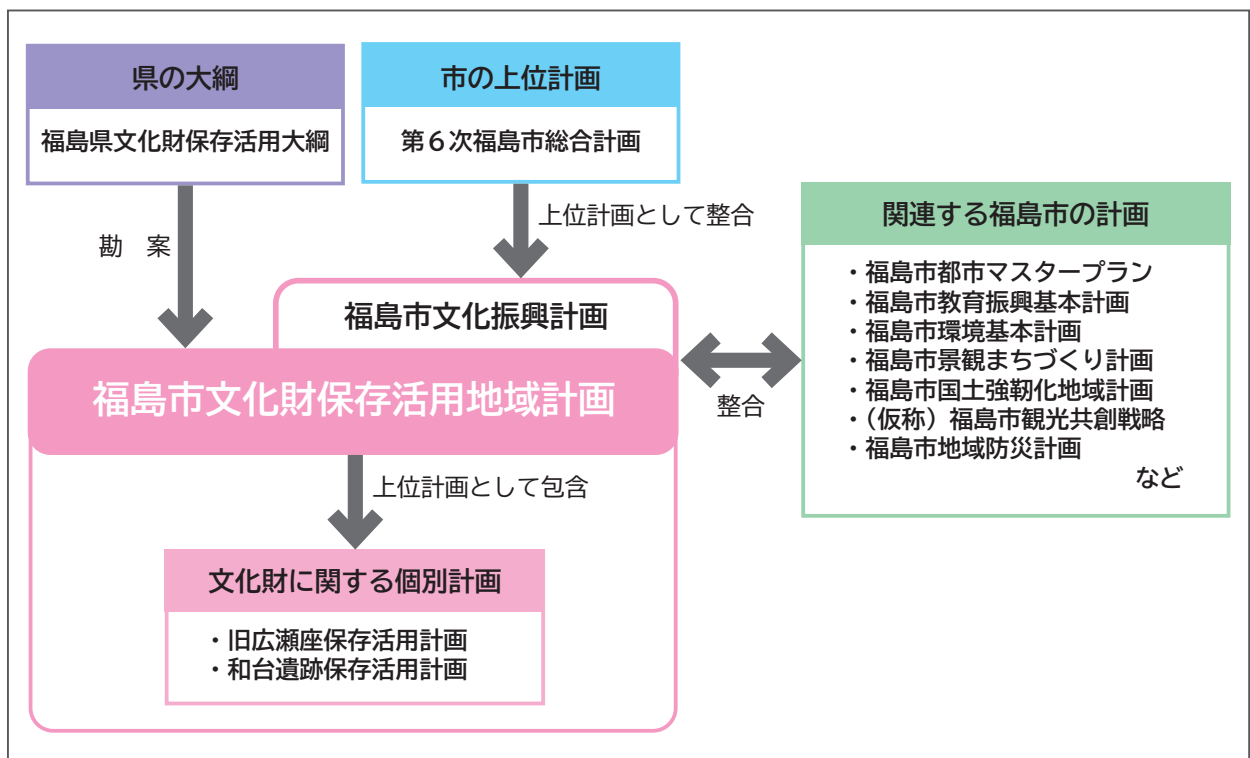
以上のような本市の文化財を取り巻く現状や課題等を踏まえ、本計画は、「第6次福島市総合計画」に示す施策等を、より一層推進するために作成するものです。

本計画では、市民及び地域・行政等、地域総がかりで文化財の保存・活用・継承事業を総合的・一体的に進めてまいります。

2. 計画の位置づけ

本計画は、文化財保護法第183条の3に基づく地域の文化財の保存及び活用に関する総合的な計画として作成します。作成にあたって、本市の最上位計画である「福島市総合計画」（以下「総合計画」という。）及び「福島市文化振興計画」を踏まえるとともに、「福島県文化財保存活用大綱」を勘案しました。

また、本計画は、総合計画に基づく各分野の政策・施策の推進を文化財の保存・活用を通じて遂行する計画として位置付けるとともに、関連計画等や個別の文化財に係る計画等と調整、連携、整合を図ります。



福島市文化財保存活用地域計画の位置付け

3. 計画作成の体制及び経過

(1) 計画作成の体制

本計画の作成にあたって、「福島市文化財保存活用地域計画策定協議会」（以下「協議会」という。）を中心に検討しました。

協議会は、事務局が提出した計画案を検討・協議し、協議会で検討・協議された計画案は、福島市文化財保護審議会に報告し、意見を聴取しました。

また、本計画の具体的な事業は、文化行政以外の他分野にもわたることから、計画案の内容について関連部署の意見聴取を行いました。

以下、協議会委員名簿、福島市文化財保護審議会委員名簿を掲載します。

福島市文化財保存活用地域計画策定協議会委員名簿

NO	分 野	所 属	委員名
1	学識経験者	郡山女子大学准教授 (福島市文化財保護審議会委員)	長田 城治
2		福島大学教授 (福島市文化財保護審議会委員)	小松 賢司
3		福島大学教授 (福島市文化財保護審議会委員)	初澤 敏生
4		福島県史学会顧問 (福島市文化財保護審議会委員)	村川 友彦
5	文化財保護関係者	福島市文化財保護指導員	山本 邦夫
6	文化財所有者	旧家を活かす会 (瀬上嶋貫本家)	嶋貫 倫子
7	文化財関係機関	福島市振興公社 (じょーもびあ宮畑 主任)	堀江 格
8	文化財活用関係者	民家園手織りの会 会長 (工房おりをり)	鈴木 美佐子
9		劇団120〇EN	清野 和也
10	観光関係者	福島市観光コンベンション協会 副会長 (松島屋旅館 女将)	高橋 美奈子

福島市文化財保護審議会委員名簿

NO	委員名	部 門	所 属 等
1	磯崎 康彦	絵 画	福島大学名誉教授
2	村川 友彦	民 俗	福島県史学会顧問
3	初澤 敏生	地 理	福島大学人間発達文化学類 教授
4	小松 賢司	歴 史	福島大学人間発達文化学類 教授
5	小林 めぐみ	工 芸	福島県立博物館 専門学芸員
6	長田 城治	建造物	郡山女子大学 准教授
7	辻 秀人	考古学	東北学院大学名誉教授
8	黒石 いずみ	建造物	福島学院大学マネジメント学部 教授
9	阿部 浩一	歴 史	福島大学行政政策学類 教授
10	福島 慶太郎	植 物	福島大学食農学類 准教授

(2) 計画作成の経過

本計画の作成経過は、以下の通りです。

日時		内 容
令和5 (2023) 年度	5月30日	●文化庁協議（オンライン開催）
	2月	●地域の歴史文化に関するアンケート実施 ・40団体中32団体より回収
	3月21日	●第1回協議会 ・文化財保存活用地域計画とは ・福島市文化財保存活用地域計画について ・進め方について
令和6 (2024) 年度	6月25日	●第2回協議会 ・計画の構成について ・本市の歴史文化の特性について ・関連文化財群・保存活用区域の選定について ・市民アンケート・ワークショップの実施について
	11月28日	●第3回協議会 ・本市の文化財の概要と特性について ・アンケートの結果と考察について ・市民アンケート・ワークショップについて
令和7 (2025) 年度	7月7日	●第4回協議会 ・計画の構成について ・骨子案（第3章から第5章）について
	10月2日	●第5回協議会 ・第3章から第5章について ・骨子案（序章から第6章）について
	1月20日～ 2月18日	パブリック・コメントの実施
	2月18日	●福島市文化財保護審議会 ・福島市文化財保存活用地域計画への意見聴収について

4. 計画期間

本計画の措置等を実施する計画期間は、令和8（2026）年度から令和12（2030）年度まで（5年間）とします。

本計画は5年で計画の見直しを行う予定ですが、社会状況の変化等により見直しを行います。見直しの結果、「計画の変更」や「本市域内に存する文化財の保存に影響を及ぼすおそれのある変更」、「地域計画の実施に支障が生じるおそれのある変更」を行う場合には、文化庁長官に変更の認定を受けます。

また、それ以外の軽微な変更を行った場合は、変更内容について福島県と文化庁へ情報提供します。

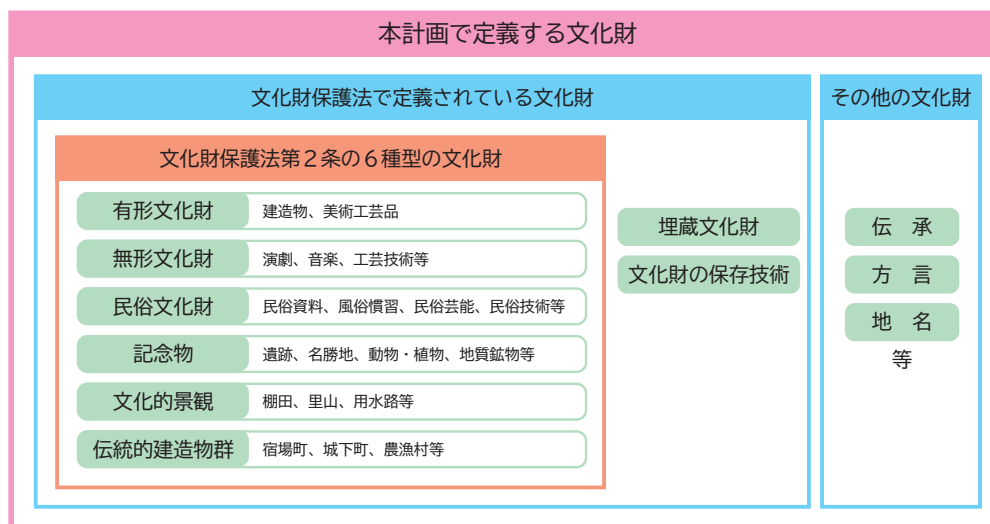
計画期間

令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	令和12年度	令和13年度
2026	2027	2028	2029	2030	2031
文化財保存活用地域計画					次期計画
第6次総合計画	第7次総合計画（令和9年度～）				

5. 本計画における文化財の定義

本計画では、文化財保護法第2条第1項に規定される6つの類型（有形文化財、無形文化財、民俗文化財、記念物、文化的景観、伝統的建造物群）に加え、土地に埋蔵されている埋蔵文化財や伝統的な保存技術、そのほか、「文化芸術基本法」「福島市文化振興条例」及び「福島市文化振興計画」が定める、これまで文化財として捉えづらかった伝承、方言、地名等も広くとらえます。なお、この中には国や地方公共団体に指定等されたものだけではなく、特に行政による法的保護措置が図られていない、いわゆる未指定文化財も含まれます。

本計画においては、上記を広く包含したものを、「文化財」と位置付けます。



文化財の定義